

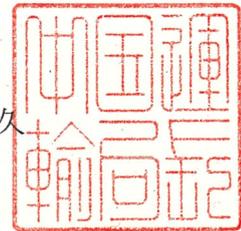
公 示

「一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」の一部改正について

「一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」（平成28年11月30日中国運輸局公示第50号）の一部を別添新旧対照表のとおり改正したので公示する。

令和6年9月26日

中国運輸局長 金子 修久



一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について（中国運輸局公示）新旧対照表

新				旧			
制定	平成28年11月30日	中国運輸局公示第50号		制定	平成28年11月30日	中国運輸局公示第50号	
改正	平成29年1月31日	中国運輸局公示第72号		改正	平成29年1月31日	中国運輸局公示第72号	
改正	平成29年3月17日	中国運輸局公示第95号		改正	平成29年3月17日	中国運輸局公示第95号	
改正	平成30年4月18日	中国運輸局公示第4号		改正	平成30年4月18日	中国運輸局公示第4号	
改正	令和2年11月26日	中国運輸局公示第50号		改正	令和2年11月26日	中国運輸局公示第50号	
改正	令和3年5月31日	中国運輸局公示第14号		改正	令和3年5月31日	中国運輸局公示第14号	
改正	令和5年9月29日	中国運輸局公示第52号		改正	令和5年9月29日	中国運輸局公示第52号	
改正	令和6年4月1日	中国運輸局公示第1号		改正	令和6年4月1日	中国運輸局公示第1号	
改正	令和6年9月26日	中国運輸局公示第24号					
公 示				公 示			
一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について				一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について			
一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準を別紙のとおり定めたので公示する。				一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準を別紙のとおり定めたので公示する。			
平成28年11月30日				平成28年11月30日			
中国運輸局長 鵜沢 哲也				中国運輸局長 鵜沢 哲也			

一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準

(略)

附 則 (略)

附 則 (令和6年9月26日 中国運輸局公示第24号)

1. この基準は、令和6年10月1日から施行する。
2. 令和6年9月30日以前の違反行為については、改正前の基準により行政処分等を行うものとする。

一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準

(略)

附 則 (略)

(新設)

○一般乗合旅客自動車運送事業者に対する違反事項ごとの行政処分等の基準 新旧対照表

新				旧			
適用条項	違反行為	初違反	基準日車等 再違反	適用条項	違反行為	初違反	基準日車等 再違反
運輸規則第16条	遅延に関する公示義務違反	勧告	勧告	運輸規則第16条	遅延の揭示義務違反	勧告	警告
運輸規則第17条	事故に関する公示義務違反	勧告	警告	運輸規則第17条	事故に関する揭示義務違反	勧告	警告
運輸規則第21条第1項	1 「旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項の規定に基づき、事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」(平成13年国土交通省告示第1675号。以下「勤務時間等基準告示」という。))に従った勤務時間及び乗務時間の設定違反 ①設定不適切 ②未設定 2 勤務時間等基準告示の遵守違反(注1) ①各事項の未遵守計5件以下 ②各事項の未遵守計6件以上15件以下 ③各事項の未遵守計16件以上(注2)	警告 10日車	10日車 20日車	運輸規則第21条第1項	1 「旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項の規定に基づき、事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」(平成13年国土交通省告示第1675号。以下「乗務時間等告示」という。))に従った勤務時間及び乗務時間の設定違反 ①設定不適切 ②未設定 2 乗務時間等告示の遵守違反(注1) ①各事項の未遵守計5件以下 ②各事項の未遵守計6件以上15件以下 ③各事項の未遵守計16件以上(注2)	警告 10日車	10日車 20日車
	(注1) 1か月の拘束時間又は4週間を平均した1週間当たりの拘束時間及び休日労働の限度に関する違反が確認された場合は、上記の件数として計上し基準日車等を算出するとともに、さらに別立てで次のとおり基準日車を出し、上記の基準日車等に合算する。 ① 各事項の未遵守計1件 ② 各事項の未遵守計2件以上 (注2) 処分基準4. (1)②ハに該当するものを除く。	10日車 20日車	20日車 40日車		(注1) 1か月の拘束時間又は4週間を平均した1週間当たりの拘束時間及び休日労働の限度に関する違反が確認された場合は、上記の件数として計上し基準日車等を算出するとともに、さらに別立てで次のとおり基準日車を出し、上記の基準日車等に合算する。 ① 各事項の未遵守計1件 ② 各事項の未遵守計2件以上 (注2) 処分基準4. (1)②ハに該当するものを除く。	10日車 20日車	20日車 40日車
運輸規則第24条第1項、第2項	点呼の実施義務違反(注1)(点呼が必要な回数100回に対して) 1 未実施(注2) ①未実施19件以下 ②未実施20件以上49件以下 ③未実施50件以上(注3) 2 不適切(注4) ①一部実施不適切 ②全て実施不適切 3 飲酒運転防止に係る点呼実施義務違反(注5)	警告 10日車 20日車	10日車 20日車 40日車	運輸規則第24条第1項、第2項	点呼の実施義務違反(注1)(点呼が必要な回数100回に対して) 1 未実施(新設) ①未実施19件以下 ②未実施20件以上49件以下 ③未実施50件以上(注2) 2 不適切(新設) ①一部実施不適切 ②全て実施不適切 (新設)	警告 10日車 20日車	10日車 20日車 40日車
	(注1) 未実施と実施不適切とが混在する場合、基準日車等の大きい方により算定する。 (注2) 以下の場合は未実施とする。なお、点呼の実施については、点呼の記録によって確認するものとする。ただし、運転者等に係る点呼について明らかに実施したことを事業者が書面等により証明した場合はこの限りではない。 ・省令に規定される点呼事項が全く実施されていない点呼 ・補助者の要件を満たしていない者が実施した点呼 ・運行管理者、補助者の自己による点呼 ・対面によらず電話その他の方法で実施(運行上やむを得ない場合を除く。)した点呼 ・運行の業務の開始前に点呼を行わず、業務の開始後に行った点呼 ・運行の業務の終了後に点呼を行わず、業務の終了前に行った点呼 (注3) 処分基準4. (1)②ニに該当するものを除く。 (注4) 以下の場合は不適切とする。なお、点呼実施の確認方法は(注2)と同様とする。 ・省令に規定される点呼事項のうち一部が実施されていない点呼 ・実施不適切(未実施を含む)である点呼が、点呼が必要な回数100回に対して一部である場合は「一部実施不適切」、全部である場合は「全て実施不適切」とする。 ・アルコール検知器による酒気帯びの有無の確認をしていない点呼 (注5) 酒酔い・酒気帯び運行が確認された場合。ただし、当該運転者に係る点呼について、明らかに実施されていることを点呼記録により事業者が証明した場合を除く。	100日車	200日車		(注1) ・補助者の要件を満たしていない者が実施した場合)は、点呼未実施とする。 ・運行管理者、補助者の自己による点呼は、点呼未実施とする。 ・点呼を対面によらず電話その他の方法で実施(運行上やむを得ない場合を除く。)した場合は点呼未実施とする。 ・「実施不適切」は実施事項に不備がある場合をいう。 ・未実施と実施不適切が混在する場合、基準日車等の大きい方により算定する。 (新設)		
	(注2) 処分基準4. (1)②ニに該当するものを除く。 (新設)				(注2) 処分基準4. (1)②ニに該当するものを除く。 (新設)		

<p>運輸規則第38条第1項</p>	<p>「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(平成13年国土交通省告示第1676号。以下「運転者に対する指導監督告示」という。)による運転者に対する指導監督義務違反</p> <p>1 「3」「4」以外の違反(注1)</p> <p>①一部不適切 ②大部分不適切</p> <p>2 飲酒運転防止に係る指導監督義務違反(注2)</p> <p>3 最高速度違反行為(下命又は容認に係るものを除く。)に係る都道府県公安委員会からの道路交通法通知等に係るもの(注3)</p> <p>4 駐停車違反(駐停車禁止場所及び駐車禁止場所による違反をいう。以下同じ。)、自動車を離れて直ちに運転することができない状態にする行為(以下「放置駐車違反」という。)等運転者の道路交通法違反(3の違反並びに救護義務違反、酒酔い運転、薬物等使用運転、妨害運転、無免許運転、酒気帯び運転及び過労運転を除く。)に係る都道府県公安委員会からの道路交通法通知等に係るもの(注3)</p>	<p>警告 10日車 100日車</p> <p>10日車 20日車 200日車</p> <p>別紙1</p> <p>別紙2</p> <p>(注1) 「一部不適切」は、運転者に対する指導監督告示により必要な指導監督の実施状況が2分の1以上である場合をいい、「大部分不適切」は、実施状況が2分の1未満である場合をいう。</p> <p>(注2) 酒酔い・酒気帯び運行が確認された場合。ただし、当該運転者に係る飲酒運転防止に関する指導について、明らかに実施されていることを指導記録により事業者が証明した場合を除く。</p> <p>(注3) 処分基準3.(3)の規定により、別途個別に処分するものとする。</p>	<p>運輸規則第38条第1項</p>	<p>「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(平成13年国土交通省告示第1676号。以下「運転者に対する指導監督告示」という。)による運転者に対する指導監督義務違反</p> <p>1 「2」「3」以外の違反(注1)</p> <p>①一部不適切 ②大部分不適切</p> <p>(新設)</p> <p>2 最高速度違反行為(下命又は容認に係るものを除く。)に係る都道府県公安委員会からの道路交通法通知等に係るもの(注2)</p> <p>3 駐停車違反(駐停車禁止場所及び駐車禁止場所による違反をいう。以下同じ。)、自動車を離れて直ちに運転することができない状態にする行為(以下「放置駐車違反」という。)等運転者の道路交通法違反(2の違反並びに救護義務違反、酒酔い運転、薬物等使用運転、妨害運転、無免許運転、酒気帯び運転及び過労運転を除く。)に係る都道府県公安委員会からの道路交通法通知等に係るもの(注2)</p>	<p>警告 10日車</p> <p>10日車 20日車</p> <p>別紙1</p> <p>別紙2</p> <p>(注1) 「一部不適切」は、運転者に対する指導監督告示により必要な指導監督の実施状況が2分の1以上である場合をいい、「大部分不適切」は、実施状況が2分の1未満である場合をいう。</p> <p>(新設)</p> <p>(注2) 処分基準3.(3)の規定により、別途個別に処分するものとする。</p>
--------------------	--	---	--------------------	---	---